

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 6 の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和 2 年 8 月 18 日）は、次のとおりである。

経済産業省

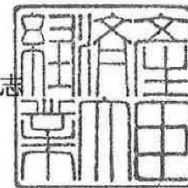
20200522保第9号

令和2年8月18日

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社

代表取締役社長 後藤 暢茂 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社「(仮称) 苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年5月22日付けをもって送付のあった「(仮称) 苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生

活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ、オオワシ及びタンチョウ等や、環境省レッドリストで絶滅危惧IB類に指定されているサンカノゴイ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺は、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）として国指定鳥獣保護区に指定され、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されているウトナイ湖や、シギ・チドリ類が渡来する道指定の鵜川河口鳥獣保護区が存在し、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等や、ねぐらと採食地の飛翔経路等の集結地の特性を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において、植生自然度が高いとされた植生等が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
1. 総論 (1)対象事業実施区域等の設定 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。	対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。 今回の方法書段階においては複数の専門家のヒアリング及び現地の事前調査等を実施し、それらを基に対象事業実施区域の見直しを行っております。 今後も調査結果に基づいた予測及び評価を実施するとともに、より適切な環境保全措置を検討いたします。
(2)事業計画の見直し 上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。	上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを適切に行います。
(3)環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにいたします。
2. 各論 (1)騒音に係る環境影響 本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響の回避又は極力低減を図ります。 なお今回の方法書段階においては、住居等に近接する地点での風車配置を取りやめる等の対象事業実施区域の見直しを行っております。
(2)風車の影に係る環境影響 想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響の回避又は極力低減を図ります。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響の回避又は極力低減を図ります。

このページに記載した内容は、環境影響評価方法書のものである。

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。	なお今回の方法書段階においては、住居等に近接する地点での風車配置を取りやめる等の対象事業実施区域の見直しを行っております。
(3)鳥類に対する影響 想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ、オオワシ及びタンチョウ等や、環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類に指定されているサンカノゴイ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺は、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）として国指定鳥獣保護区に指定され、大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録されているウトナイ湖や、シギ・チドリ類が渡来する道指定の鵠川河口鳥獣保護区が存在し、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等や、ねぐらと採食地の飛翔経路等の集結地の特性を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。	風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、行動圏、高利用域、採食地、営巣中心域及びそれらの移動経路等や、ねぐらと採食地の飛翔経路等の集結地の特性を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響の回避又は極力低減を図ります。
(4)植物及び生態系に対する影響 想定区域では、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において、植生自然度が高いとされた植生等が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。	風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変の回避又は極力低減を図ります。 なお今回の方法書段階においては、複数の専門家のヒアリング及び現地の事前調査等を実施し、それらを基に対象事業実施区域の見直しを行っております。
以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。	上記の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載いたします。